

## 第1回 世田谷区子ども・子育て会議議事録

▽日 時

令和元年5月31日（火）10：00～12：00

▽場 所

世田谷産業プラザ3階 大会議室

▽出席委員

森田会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、加藤委員、普光院委員  
飯田委員、松田委員、布川委員、林委員、上田委員、廣田委員、  
佐方委員、長野委員、小泉委員、辻委員、萩原委員

▽欠席委員

相馬副会長

▽事務局

澁田子ども・若者部長、知久保育担当部長、堀込子ども育成推進課長、相蘇児童課長、  
増井子ども家庭課長、後藤保育課長、有馬保育認定・調整課長、  
中西保育計画・整備支援担当課長、須田幼児教育・保育推進担当課長

▽資 料

- ・世田谷区子ども・子育て会議委員名簿
- ・世田谷区子ども・子育て会議条例

1. 幼児教育無償化の実施について
2. 保育の利用・調整基準等の見直しについて（報告）
3. ひとり親家庭実態調査 結果概要
- 4-1 中学生世代調査 結果概要
- 2 中学生世代調査 単純集計
- 3 児童館・新BOP利用者アンケート 調査結果概要
- 4～8 児童館・新BOP・学童利用者アンケート 単純集計
- 5-1 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期
- 2 教育・保育事業の需要量見込み（案）及び確保の内容（案）について
- 3 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期
- 4 子ども・子育て支援事業計画 需要量見込みの補正について

参考 子ども・子育て支援事業計画 進行管理表

#### 6. 子ども計画（第2期）重点政策

- 1 子ども・子育てにかかる相談支援・見守りネットワーク図
- 2 「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる強化・徹底について」  
において打ち出されている事項（抜粋）

参考 子ども計画（第2期）後期計画 第2章 計画の基本的考え方

参考 子ども計画（第2期）重点政策にかかる主な取組みについて

#### 【参考資料】

- ・子ども計画（第2期）に基づく取組みにかかる評価検証・課題抽出

#### 【冊子等新任委員配布資料】

- ・世田谷区子ども計画（第2期）、同概要版
- ・世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画
- ・せたがや子育て応援ブック

▽議事

堀込課長

皆さま、おはようございます。定刻になりましたので、本年度第1回子ども・子育て会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。会長が選任されるまでの間司会を務めさせていただきます子ども・若者部子ども育成推進課長、堀込でございます。どうぞよろしく申し上げます。今期の委嘱状につきましては、先日実施した部会または本日机前にお配りさせていただいております。簡略な形で申し訳ございませんが、後ほどご確認いただきたいと思います。

早速ではございますが、子ども・若者部長の澁田、続きまして保育担当部長の知久より、挨拶をさせていただきますと思います。

澁田部長

皆さま、おはようございます。子ども・若者部長の澁田です。本日はお忙しい中、世田谷区第1回子ども・子育て会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また皆さまには日頃より世田谷区の子ども・若者施策にご理解、ご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。区では来年の4月に児童相談所の開設を目指しておりまして、今年度児童相談所開設準備担当部を新たに設置しております。私は児童相談所開設準備担当部長も兼任しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

平成27年度から10年間の計画である世田谷区子ども計画（第2期）ですが、内包されている子ども・子育て支援事業計画が、本年度までの5年間で終期を迎えまして、令和2年度以降の事業計画の策定に合わせて、子ども計画（第2期）後期計画の策定をしたいと思っております。この間、後期計画の策定に向けた具体的な議論の場として、部会を設置させていただき、そこで専門的な立場からさまざまなご意見をいただいていたところでございます。子ども・子育て会議は2年を任期としておりまして、今回から新しい任期となります。本日はその第1回目の会議でございますので、委員の皆さま、どうぞよろしく願いいたします。子ども・若者部も保育担当部が分かれまして、また児童相談所開設準備担当部と組織が分かれてきておりますが、この3部が協力して子どもたちが本来持つ力を発揮して、健やかに育つまちを目指して、計画策定や区のさまざまな課題を解決するために全力であたっていくたいと考えておりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

知久部長

皆さまおはようございます。保育担当部長の知久と申します。委員の皆さまには日頃から保育施策・保育事業にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。5月に入りまして、大津市の事件、登戸の事件と痛ましい事故が続いております。改めて安全・安心施策につきまして、区内

保育施設等での徹底を図りたいと思いますので、委員の皆さまにはご協力をお願いしたいと思います。実は昨日、待機児童数の発表を行いまして、冒頭お時間をいただきその点のご報告をさせていただきます。

「保育待機児童の状況について」という資料1をご覧ください。保育待機児童の状況でございますが、平成30年度につきましては、私立保育園定員数11,728名、昨年度比で569名、また小規模保育事業については241名、定員増67名、合計636名の施設増をはかりました。一方で、区立保育園の園統合の影響もございまして、区立園の定員減、こうした増減がありまして、結果的には定員数につきましては19,660名、前年比492名の定員増という結果になりました。

表の一番下をご覧ください。保育待機児童数につきましては470名ということで昨年度比16名減ということで微減という結果になりました。申し込みいただいた方で認可保育園等にご入園できなかった方が①ということで1,487名いらっしゃいまして、②から⑩までのそれぞれの施設に入られた方との人数を減じた結果として、470名という結果になりました。本年度の待機児童の傾向については裏面をご覧ください。0歳から3歳までで待機児童が発生しておりまして、一番下段をご覧いただきたいのですが、本年度の特徴として3歳児に12名の待機児童が発生しております。これにつきましては平成28年度以降3年ぶりということで残念な結果となりました。0歳児につきましては、前年度114名から73名で前年度比41名減、1歳児は前年度321名から345名で前年度比24名増、2歳児は前年度51名から40名で前年度比11名減です。報告も含めて以上です。

堀込課長 続きまして、本来であれば第1回ということでお一人ずつご挨拶いただきたいのですが、時間の都合上、新任の委員の方々に自己紹介を兼ねてご挨拶いただければと思います。委員名簿の順に沿ってお願いいたします。

林委員 本年度、石井委員から引き継ぎを受けました、東京都認証保育所B型ねいろ保育園の設置者をしております林です。0、1、2歳の乳幼児を専門としている保育室から10年前に移行しました。よろしく願いいたします。

佐方委員 世田谷区私立幼稚園PTA連合会からまいりました佐方理恵と申します。未来ある世田谷区の子どもたちを取り巻く環境がよりよいものとなりますよう、微力ではございますが力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

長野委員 世田谷区区立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長の長野香と申します。小学2年生と年長の母親でして、こういった場に来るのが初めてで緊張していますが、少しでも力になればと思います。よろしく願いいたします。

す。

小泉委員

小泉祐子と申します。私は専業主婦歴 18 年になりまして、高校 3 年、高校 1 年、小学 1 年の 3 人の子どもの子育てをしております。よろしくお願いいたします。

辻委員

辻由布子と申します。0 歳児の子どもがおりまして、今日も息切れしながらここまで来た次第でございます。本業ではコンサルティング会社で公共政策系の仕事をしておりますが、こちらは完全にプライベートで出席させていただいております。世田谷区ではとてもありがたいせたがや子育てネットを利用させていただいておりますので、受益者目線かつ当事者目線で意見が言えればと思っております。微力ながらよろしくお願いいたします。

萩原委員

おはようございます。今やっていることとしましては区立小学校の PTA 会長が 2 年目になります。あとは消防団に入っています。それと区立中学校でテニス部の監督をやっています。結構生の子どもたちと接する時間が長いと思いますので、そのあたりからの意見を投げさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

堀込課長

本日は欠席が 1 名いらっしゃいますが、委員 18 名ということで今期はよろしくお願いいたします。続きまして、本子ども・子育て会議の会長および副会長の選任に移らせていただきます。条例の第 5 条におきまして委員の互選により定めとなっておりますが、誠に勝手ながら事務局のほうで推薦させていただきます。本子ども・子育て会議設置当初から会長をさせていただいております森田委員に、引き続き事務局としては会長を引き受けていただきたいと思いますと思っておりますが、皆さまいかがでしょうか。

一同：拍手

堀込課長

それでは、ご承認をいただきましたので、今期会長を森田委員にお願いしたいと思います。それでは、森田会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

森田会長

世田谷区で、子ども・子育てのさまざまな施策を考えていくというのは、日本中、世界中の子どもたちや子育て家庭に、自治体で何をつくれればよいかということを考えていくとても大事な場であると自負しております。それだけ重要な会議体となりますので、皆さまが意見を言いやすい場を設定していきたいと考えております。なかなかこれだけの方々を集め、2 時間で毎回終えるのは至難の業でして、皆さまにはもう少し気楽に言える場と言われて事務局とかなり交渉をしていますが、なかなかそういう時間や場を設けることができず、大変申し訳なく思っております。

特に、今年は計画をつくる年ということになりますので、ぜひ皆さまの日頃の現場の中での声を集めて、よりよい子どもたちの育ちや子育てのために力を合わせたいと思っておりますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

堀込課長 続きます、副会長の選任ですが、森田会長の指名ということでお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

森田会長 今日はご欠席ですが、第2期の計画策定時の研究会で座長を務めてくださった相馬直子委員に副会長をお引き受けいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

堀込課長 ただ今、会長から相馬委員に副会長をとということでご指名がございましたが、皆さまいかがでしょうか。

一同：拍手

堀込課長 ありがとうございます。それでは会長・副会長の選任が終わりました。この子ども・子育て会議は基本的には年4回の開催となっております。子ども計画が令和2年4月に後期計画がスタートする関係で、昨年度と今年度につきましては、年間4回の子ども・子育て会議の間に学識経験者等で構成する部会を1回ずつ開催する形で、年間実質8回の会議で今年度もやっていきたいと思っております。それでは本日の議事に入らせていただきます。会長にお譲りする前に資料をご覧くださいと思います。本日の議事は6点ございます。時間の関係で1点ずつあまり説明の時間がとれませんが、まず(1)幼児教育無償化の実施についてということで前回の部会でもお話が出ておりましたが、国の事業スキームの上に東京都と区の事業がありまして、単純に国の事業スキームの通りにはなりません。その辺りに触れまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。(2)保育の利用・調整基準等の見直しについてということで、この間、この本会議の部会を設置しましてさまざまご意見をいただいております。その見直しの関係についてのお話でございます。(3)、(4)は調査ものの関係で結果がある程度出ておりますので、ご報告させていただきます。(5)子ども・子育て支援事業の需要見込みおよび確保の内容についてです。この間ニーズ調査をしてまいりまして、何度かご報告をしておりますがこれに基づいて事業計画を作成していくにあたり、ご意見をいただきたいと思います。(6)子ども計画(第2期)後期計画の重点政策についてということで、時間の許す限りでございますが、全体の計画をどう整理していくかということについて、ご意見いただければと思います。以上6点でございます。それでは

会長よろしくお願ひいたします。

森田会長

今日もたくさん議事がございます。部会のほうでも前回かなり議論しましたが、十二分に議論ができないくらい課題が山積しております。今回初めてご参加の方もいらっしゃると思いますのでお願ひしておきたいのは、原則ここでご意見をいただいて、それをもとに集約していくことが全体の会議としては必要なのですが、どうしても会議の中で言えなかった、あるいは後でどうしても言いたいと思ったことは当然出てくると思われます。会議で決定したことを覆すことはできませんが、審議の途中であるものについてはご意見やこんな資料を出してもっと議論してほしいというご要望を事務局に出していただき、議論ができる限り現実に即した形でご協力いただければと思います。そのことを最初に申し上げておいて、各議事につきおそらく10分ほどしかとることができませんので、報告についてはできるだけ手短にお願ひをして進めたいと思います。それでは、まず議事（1）幼児教育無償化の実施について、10月から国のほうの無償化が決まって皆さまもご存知だと思いますが、世田谷区としてはこの問題にどう取り組むかということについて、ご報告をいただきたいと思ひます。

#### （1）幼児教育無償化の実施について（報告）

事務局

保育認定・調整課長より、資料1に基づいて説明させていただきます。1の主旨でございますが、国は令和元年10月に予定されている消費税率引き上げによる財源の活用により幼児教育の無償化を実施する予定です。

これを受けて、東京都では同年10月から多子世帯に対する新たな支援、また既存の補助事業など再編をはかっているところです。5月に改正子ども・子育て支援法が成立したことから、区の対応をとりまとめて5月28日および29日に区役所の区議会常任委員会で報告しましたので、その内容を簡単に報告いたします。

2の国、東京都の制度概要及び区の対応ですが、別紙1で概要を簡単におさえさせていただきます。まず3～5歳ですが、国のところだけ簡単に説明します。国は認可保育施設については保育料は全世帯無償化、食材料費の取り扱いが副食費は無償化の対象ではなく基本的には保護者の負担ということで示しています。ただし、年収360万円未満までは免除するというのが国の方向性です。

次に右側に移っていただいて、未移行幼稚園、いわゆる私立幼稚園を想定いただければと思いますが、こちらについては上限月額25,700円までの範囲内で無償化、さらに預かり保育について、例えば私立幼稚園に行っている方が就労等をしていて教育時間外に預かりを利用する場合には、

11,300円を上限に補助が出るという内容になっています。合わせて未移行幼稚園だと、上限37,000円まで補助の対象になるという内容です。次に、認可外保育施設になります。こちらについては、保育の必要性があると認定された場合に上限37,000円までの補助が出るという内容になっています。次に、企業主導型保育については区ではなく国の現物支給という形ですが31,100円まで無償化、障害児の発達支援施設については全世帯無償化というのが国の内容になります。

裏面を見ていただいて0～2歳での説明をいたします。また国の内容だけ説明します。認可保育施設については非課税世帯のみ無償化ということで、課税されている世帯の方につきましては無償化の対象外となっております。次に中央にいていただいて、認可外保育施設です。こちらにつきましても保育の必要性の認定を受けた方のかつ非課税の方につきましては、42,000円まで補助が出るという内容になっています。企業主導型保育、障害児の発達支援施設については記載の通りとなっております。資料1にお戻りください。3の無償化実施に伴う区の主な課題と対応でございます。国の制度通りであればただ今説明した内容で周知を図れるのですが、東京都の制度および既存の区の制度がございますので、それらの特に課題となった点をご説明いたします。

3点ございまして、1つ目が(1)認可保育所等の食材料費の負担でございます。先ほど申し上げました通り、国は無償化と言いつつも副食費の部分については保護者負担ということを打ち出しております。世田谷区としましても、国の制度に即して行うことを基本とすることを考えております。ただし、主食費については国はこれまでも保護者負担を原則としてきましたが、世田谷区の場合は区が負担してきました。結果として、今回も無償化に伴って保護者負担が原則になりますが、引き続き主食費については世田谷区が負担します。ただし、副食費については先ほど来保護者負担と申し上げましたが、原則そうしつつも国が定めている年収360万円未満の世帯を独自に760万円未満まで拡大することで、保護者の4割が該当するところまで免除の対象を拡大することを考えております。

2つ目が、(2)認可外保育施設における無償化の範囲及び保育の質の確保でございます。認可外保育施設については国で基準を定めていますが、この基準を満たしている施設については無償化の対象、基準を満たさない施設は無償化の対象外というのが国の原則的な方針です。区としましても、これまで保育の質を図る観点から待機児童の解消と質の確保を両輪で進めてまいりましたので、区の基本スタンスとしては基準を満たす施設が補助金の対象、満たさない施設については対象外が妥当と考えております。し

かし、10月から始まるにあたり、今の時点で対象外にするというのは難しいところがございますので、区としては令和2年度までは経過措置として基準を満たさない施設についても対象とし、令和3年度から基準を満たす施設に限定するというふうに考えております。

3つ目は、(3)未移行幼稚園の現行補助制度の見直しでございます。国では、私立幼稚園については25,700円まで補助を全世帯に支給すると言われております。東京都の平均はさらに1,800円高いので、都の制度に基づき上乘せします。さらに、世田谷区は都内の平均よりも1,000円高いので、結論としましては国が25,700円としているところを、区としては28,500円まで全世帯無償化の対象として補助するという内容にしております。

これらの点を踏まえまして、再度別紙1をご覧ください。3～5歳です。国が先ほど申し上げた通り全世帯無償化、区としてはそれを踏まえた無償化ですが、一方で食材料費については、保育園について年収760万円未満までは食材料費を免除し、それ以外の世帯では食材料費をいただくという方向でおります。次に、未移行幼稚園については、国は上限25,700円ですが、区に対応では、区内未移行幼稚園の平均保育料28,500円まで補助をするということにしております。預かり保育は国と同様です。認可外保育施設については、複雑なので認証保育所についてのみ説明します。国が37,000円まで補助をするとなっておりますが、東京都のほうは認証保育所の平均が57,000円ということで、2万円さらに上乘せして補助することになっております。それらを踏まえた区に対応ですが、認証保育所の場合保育の必要性の認定を受けた場合には現行では0～40,000円の補助制度ですが、無償化実施後は57,000円の補助対象になります。保育の認定を受けていない場合については、東京都では現行制度の補助額を下げてきておりますが、区としては1年半経過措置として現行制度を維持するという内容になっております。さらにそれ以外の認可外保育施設や企業主導型保育については、多子支援ということで第2子、第3子がいた場合には、場合によってですが上乘せの補助があるという内容になっております。

裏面をご覧ください。0～2歳です。国は非課税世帯を対象に無償化ということですが、東京都では多子支援ということで、国では年収によって子どものカウントの仕方が異なりますが、東京都については年収の有無に係わらず同じようにカウントすることになっております。例えば、国の場合は保育園にいるお子さんの数が何人かで多子のカウントし、360万円未満の世帯に限って小学校に行っている子どもを1人とカウントしているところを、今回東京都は収入に係わらず小学校に子どもが1人いたら1人としてカウントし、2人目は半額、3人目は無償という施策を打ち出しました。

区としても同様にその施策を実施します。国の制度は認可外保育施設については非課税世帯の方が42,000円ですが、東京都の上乗せ補助もありますので、保育の認定を受けた方については月額67,000円、認定を受けていない方については現行の制度を経過措置として実施し、0～2歳の課税世帯については、今回無償化の対象ではありませんので、引き続き0～40,000円の補助制度を実施します。さらに、第2子、第3子がいる場合には上乗せの補助をするという内容になっております。

本文にお戻りいただいて2ページです。4の区民等への周知でございます。区のお知らせ8月1日号で、無償化の内容について周知します。また、今回初年度ということもありますので、3～5歳の対象世帯に対しては保育園、幼稚園、もしくは個別に全世帯に行き渡るように制度周知を図っていきます。5の今後のスケジュールについては記載の通りです。本日は時間の限りもでございますので、特に区として課題になっているところについては、資料として別紙2、別紙3、別紙4ということでお付けしておりますので、ぜひ参考にしていただけたらと思います。

会長行政的な財政負担の問題の部分でもあります。ここでの議論で一番大事なことは、給食費の主食費・副食費等が利用者負担になったことによって、皆さまの保育料自体が今の保育料から逆に増加することになってしまう可能性がある世帯があり、それは避けたいということだったと思います。

あるいは、今ここに施設の代表の方がいらっしゃいますが、その方たちは利用者の方たちにきちんとご説明をされなければいけない立場です。そういった方たちに対して、基本的には東京都や世田谷区として上乗せをしてきたところがあると思いますが、その説明あるいはご了解等が必要になります。まず1つは、負担が増加するところはないのかということと、いろいろな団体へご説明した際の反応はどうかということ。もう1つ、今、世の中で問題になっているのが、まだ入りたいけど入れない人たちがいる時につくられているさまざまな事業について、どのように公のお金を使い、助成をして進めていくのか。その際に、そういったところにある限りよいサービスを展開してもらうように働きかけもしなければならないと思います。留保している2年間での取り組み等についてどうお考えになっていらっしゃるのか、このあたりをお話いただきたいと思います。

事務局

まず保護者負担ですが、保育園の例で食材料費と申し上げましたが、保育料27,000円未満の方は基本的には食材料費の負担もありませんので0円になります。27,000円以上払っている方が4,500円の負担になるということで、無償化に伴って負担が増える方は保育園、幼稚園、認可外ともにい

ない状況です。次に、今回の消費税率が増税された場合、無償化に伴って区民に還元される金額は、トータルで見ると大体 60 億円ほどになります。今回の補助制度をつくるにあたって例えば私立保育園の皆さまにおかれては食材料費を徴収するという新たな事務が発生します。そこで区の財政状況も説明しながら、事務負担にかかわる部分については区としても負担させていただくということで、これまでお話をさせていただいているところ です。

また、私立幼稚園におかれましても、国が示している金額よりも世田谷区の平均保育料まで引き上げさせていただくということで、そこには事務等も発生してご協力いただく部分もあるかと思いますが、お話はさせていただきながら進めてきたところ です。

次に 2 年間の経過措置ですが、区としては質の確保の観点から基準を満たしている施設に限定したかったということが本音です。ただ保護者の観点からそういった施設に行かれています方がいらっしゃると思いますので、その方々が今後保育園を選ぶにあたって基準を満たしている、満たしていないというところを、こちらとしても周知をはかっていきたいと思っています。また基準を満たしていない施設については保育士が不足しているとか、消防法に定められている訓練を受けていないとか、健康診断を受けていないといったさまざまなソフト面がありますので、児童相談所の設置に伴って 2020 年 4 月から認可外保育施設の指導権限が区におりてきますので、そういった権限も活用しながら指導を進めていきたいと考えております。

事務局

1 点補足させてください。先ほど、現在保育料を 27,000 円以上お支払いしている方に 4,500 円の副食費の負担がかかるとお伝えしましたが、基準としては年収 760 万円未満相当の方は副食費が免除ということでご承知おきください。その方々で補助される金額がそれぞれ違ってきてしまいますから、ご夫婦であれば夫婦の年収を合算して 760 万円未満相当の方は副食費が免除されるということです。

会長

確認しておきたいことがある方はどうぞ。

委員

利用者支援でも、もう問い合わせは結構来ている状況です。9 月の保育のごあんないにはそういったことは書かれる予定でしょうか。

課長

書けるものは書きたいと思っています。ホームページに飛ばすという形でまだ書ききれない部分や、消費税率のこともあって動きづらい部分もありますので、できることはやらせていただきたいと思います。

委員

2 点ございます。1 点目は実際に認可保育園等に入れない子どもが 3 歳で 12 名出たということですが、認証や認可外で 3～5 歳児はどのくらいいるのか知りたいです。2 点目は保育園等では 4 月 1 日の年齢で 3 歳は 3 歳児のク

ラスですが、幼稚園等の場合に3歳児より前に満3歳児クラスをつくっていると多くなっています。現在5月末ですが、もうすでに4月生まれ、5月生まれの子どもは、4月1日で2歳で入ってきてても満3歳になっています。そういったお子さんがどんどん増えてきますが、保育園では3～5歳児対象といった際に4月、5月で3歳児になった子どもは2歳児として扱われるわけですから、3～5歳児の対象にはあてはまりません。しかし、幼稚園のほうは満3歳の子どもたちは無償化の対象になります。

つまり同じ学年の子どもで保育園の子どもは3歳になっていっても、2歳児クラスとして預かれるので3～5歳の対象にならないと思います。幼稚園のほうでは満3歳ということになると、同じ学年の子どもたちに対しての差がうまれますが、この件についてどのようにお考えでしょうか。

事務局

まず満3歳の話ですが、別紙1の3～5歳のところに記載しておりますように、幼稚園につきましては今までの制度を引き継いだ形で3歳児クラスではなく満3歳から補助が出ます。これは区としてどうこうというよりは、国で決まった内容で、今までもそのような制度の違いがあるということで、区では補正はせずそのまま適応させていただくということで考えております。

次に世田谷区内の基準を満たす施設の数ですが、3～5歳で申し上げますと、そこに児童として在園している方は1,000人くらいいらっしゃる状況です。また基準を満たさない施設に在園している子どもは、区民か区民以外かは把握できませんが、3～5歳は292人おります。292人もいらっしゃることを区としても課題に捉えて、経過措置を設けたところです。

委員

幼稚園に絡むことでお聞きします。10月から新制度に移行する形になった場合、今回だと28,500円まで無償化ということで、その部分についてのお金がキャッシュバック方式で翌年の3月にならないともらえないという話を聞いております。その部分のお金をまとめて支払いでも構いませんが、前倒しで、例えば10月に払っていただきたいと思っています。そうでないと、幼稚園は今まで通り10月～3月は保育料を徴収しなければいけないので、幼稚園以外の人たちとの差が出てきます。無償化と言っている、無償化の恩恵を感じられないと思います。

もう1点、預かり保育の部分で11,300円の補助が出ますが、在園している幼稚園以外の施設を使っても、利用料に対して補助が出る形になっていますが、そういった場合に申請や手続きが簡素化されることをお願いしたいです。幼稚園が責任を持って、別の施設を利用している部分も含めてとりまとめなければいけないという話も聞いていて、なかなか難しいのではないかと思います。

事務局

幼稚園の部分につきましてお答えします。補助金を保護者の方にどうい

形で払っていくのかということですが、基本的に認可保育園等については今まで払ってきた保育料を払わなくてよいということがスタートになるわけですが、幼稚園は今の仕組みとして最初に保護者が幼稚園にお金を払って、後から年2回補助金として返ってくる仕組みがございます。今回の幼稚園の無償化の仕組みについては、現行の補助金額が低い状態になっているのを一定程度まで上げることによって、一定程度無償化を実施するというような仕組みになります。

国でも現物給付の議論がありましたが、無償化の恩恵を実感できるということは大切なことだと思っております。なるべくその方向に持っていきたいと我々も思っていますが、実際に園の事務との兼ね合いがあり、補助金の額が今までよりはシンプルになるものの、多少所得によって違う階層があったり、住所地と異なる自治体にある幼稚園に通う方も多くいらっしゃいます。世田谷区では、区外園を利用する区民が2,000人位、他の自治体で区内園を利用する方が1,000人位いる状況がありまして、その辺りをどう対応するか悩ましいところがあります。

実際に現物給付をやろうとするとかなり煩雑になる気はしていますが、いずれにしても事務手続きについては今後幼稚園とご相談させていただきながら、いつの時点で切り替えられるか、なるべく恩恵が実感できる形で実施していきたいと思っております。

預かりについても今後ご相談させていただきたいのですが、幼稚園での預かりやファミサポも全部含まれますので、その辺りも国の今の事業の仕組みとして納得していただいて、幼稚園にある程度の事務はお願いすることになるかと思っております。

委員

いつお金が入るだろうといった経済的な不安は、民間保育園でもかなり懸念しています。時間的な問題があったので仕方がないと思いますが、現場では相当な混乱と煩雑さがあります。10月からの実施が本当に現実的なことになったら、保育現場では相当の混乱があるだろうと思っております。基本的な考え方としては食べることについては保育園に来ている子どもたち全員平等に扱いたいですが、お金の問題が出てきてしまうということに矛盾を感じます。食に関しては本当に皆が無償で食べられるというのが、基本的な考え方だと思っております。保育園では今たくさん問題で混乱しているので、その旨も含めて解決していかないと、食の問題だけをやっていっても恩恵は全くないかと思っておりますので、保育園が抱えるいろいろな困難さを一緒に並行して解決していかないといけないと思っております。

それからさっき4割くらいとおっしゃられていましたが、3割～4割は無償になるものの、6割～7割の集金で、集める人と集めない人を分けな

ければいけないし、把握しなければいけないということで、こんなに明らかに個人情報を得てよいのだろうかという問題もあります。たくさん集まれば集まるほど、たくさん混乱の情報が出てきます。

委員 回答は次回で構いませんので、質問だけです。幼稚園の預かり保育に関しては、質のチェックはどのようにされるのかを教えていただきたいのと、ベビーシッターとファミリー・サポート・センターについても次回くらいまでに検討いただければありがたいです。

会長 たくさん質問があると思いますが、一番大事なことは区民の方々にとって、特に子どもたちにとって、無償化になることによって保育の質が上がっていくこと、子育て全体がしやすくなっていくことにつながることで、担当部署も行政として大変だと思いますが、きちんと多様な現場と話し合っただけで可能な限り10月までの取り組みをお願いしたいと思っております。他にご質問がある場合には、事務局のほうにお寄せいただいて、次回その質問への回答を出していただく形で進めたいと思います。

続きまして、(2)保育の利用・調整基準の見直しについてということで、事務局よりお願いします。

## (2) 保育の利用・調整基準等の見直しについて

事務局 資料2をご覧ください。1の「主旨」でございまして、2段落目、平成28年度に子ども・子育て会議で部会を設置し、最終報告の提言をいただきました。これらを受けて、これまでも見直しを進めており、今回も提案させていただきます。2の「見直し項目」について4点ございます。1つ目が育児短時間勤務に関する事、2つ目が産休・育休明けの予定の調整基準について、また今回、保護者が育児休業中の在園児童の取り扱いと育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現に向けた運用上の工夫等を報告させていただきます。3の「保育の利用・調整基準の見直し状況等について」は、これまでの最終報告の内容の対応状況を記載しておりまして、今回が(2)と(9)に該当する内容でございます。

次に2ページです。4の「育児短時間勤務等に関する事」ですが、現状は入園選考というのは勤務時間等に基づいて指数というものをつけていて、②として育児短時間勤務制度の趣旨に鑑みて、5歳児にフルタイムに戻すという前提のもと、短時間勤務をフルタイムで指数計算しているという内容になります。(2)子ども・子育て会議の部会の意見としましては、廃止の方向で調整というご意見をいただきました。また、自営業の方についての配慮もご意見としていただいていた。また、(3)区民の意見ですが、①で育児休業を取得している方からすると、制度を廃止してほしいという

ご意見がありますが、一方で、②自営業の方からすると、育児休業が取れる人しか適応されない制度に対して、疑問や不満の声があがっています。

(5) 対応の方向性としましては、10月1日からこの制度は廃止します。しかし、自営業の方との兼ね合いもありますので、その見直しも合わせて提案させていただきます。

3ページをご覧ください。5の「産休・育休明けの予定の調整基準について」ですが、産休・育休から復帰される方については指数を5ポイント加算しているというのが現行の制度です。(3) 区民の意見等としては、雇用保険に加入している人は指数の加算がつくが、そうでない方は対象ではないということに対する不満の声があがっていました。(4) 対応の方向性としましては、育児休業が取れる方が対象の制度が拡充しているところですので、今回区としましては雇用保険が適応されていない保護者におきましても、子どもが1歳の段階までは指数を同様につけるということで改正を考えているところです。

続きまして4ページです。部会で出た意見ではないのですが、保護者が育児休業中の在園児童の取り扱いということでなかなか制度を説明するのが難しいのですが、(2) 在園要件等としまして育児休業を取得されている方が生まれたお子さん、第2子が満1歳の時に上の子がいた場合、その子の在園をどうするかという内容です。上のお子さんが2歳児クラス以下だった場合には、年度末までは在園して大丈夫ですが、その時に復帰していない場合には退園という制度です。3歳児クラス以上に在籍している場合には、復帰の有無にかかわらず在園して構いません。②はまた雇用保険未加入者というところで産休期間、いわゆる出産後2ヶ月したタイミングで就労していない場合には退園になるというより厳しい制度になっております。これまでこの部分が問題にならなかったのは、おそらく保護者の方も区側もこの状況を把握していなかったもので、あまりこの問題は起きていなかったのではないかと思います。制度上このようなことが残っているということで、今回の提案としては出産後2ヶ月で年度途中で入園するのは難しい状況があることから、子どもが1歳になる段階までに復帰するのであれば、そのまま在園してもよいという制度改正を提案しています。

次に5ページです。これも部会の提案ではなかったのですが、さまざまいただいた意見で育児休業の給付に関することとして、世田谷区長含め私たちが厚生労働省や内閣府に働きかけてきたのですが、育児休業は原則1年ですが、保育園に入れない場合には1歳6ヶ月までもしくは2歳まで延長できる制度です。この際に制度上やむなしなのですが、待機通知を取得するために保育園の入園を申し込む状況が見受けられました。

私たちは国に対して、育児休業を保護者の希望によって2歳までとれるような制度設計にしてもらえないかと国に働きかけてまいりました。しかし、国はやはり育児休業は1年が原則であり、保育園への入所申し込み、待機通知の取得は必要という回答でした。ただ、(4)国が示す具体的な工夫の方法では、保護者が育児休業の取得やむなしという意思の確認ができた場合には利用調整、選考から順位を下げてよいというご案内をしています。

これらを受けて(5)区の対応ですが、①国が示す具体的な工夫等を踏まえて、入園申し込み者への意思を世田谷区としても確認していきます。②として育児休業の延長を希望する方の意思が確認できた場合には、今まではフルタイムであれば多くの方が指数109点となり高い位置にいたのですが、意思が確認できた場合にはこの選考から一番下に下げるという取り扱いをしたいと思っています。4月1日の時点で、実は保育園の入園辞退の方々が500名を超えています。さまざまな理由があって、お子さんの状態でまだ保育園が早いというケースもあれば、引っ越しもあるので、必ずしも育児休業だけの影響ではありませんが、事実として500名の辞退が出ているという状況です。こういった意思を確認して、選考の順位を下げ、その方が育児休業を取得する、一方でその方が内定しないことによって、入りたい方が入りやすくなるという仕組みを考えました。10月1日からこの選考方法に切り替えたいと考えているところです。

会長

産休・育休というものについては、親の権利ではありますが、子どもにとってもとても大事な権利ですので、子どもたちが親と一緒にゆっくり過ごすことが保証されないような形で保育が使われては困ります。特に1歳で入れないから、2歳で入れないから、0歳で入ることが蔓延するのは、子どもにとっても親にとっても望ましくないことです。できる限り子どもたちが適切な判断のもとに保育園を利用できるような形でこちらとしても対応したいということで、国にも働きかけ、こちらの制度としても設計してきました。その1つの整理が今回の提案になります。

それからもう1つ、それとの関連で、育児短時間勤務からフルタイム勤務へ戻した人が、子どもが小学校に入ってまた短時間へ戻すということは非常に難しく、可能な限りこういった短時間でずっとキャリアを形成できる仕組みにしたいということがあって、利用調整基準という非常に分かりづらいところから修正をかけているのが基本的な考え方になります。ご意見やご希望などありますか。

委員

育休延長のための話ですが、国が示している選択肢、「直ちに復職を希望」あるいは「希望する保育所等に入所できない場合は育児休業の延長も許容

できる」という2つの選択肢が、文章的に両方成り立つ人はいると思います。つまり、直ちに復職を希望しているが入所できない場合は育児休業を延長するという人はいるはずで、国の示している選択肢が非常に矛盾しているものだと以前から思っておりました。意思を確認してくださるということですが、くれぐれも直ちに復職を希望している人が後ろの選択肢を選んでしまわないように気をつけなくてはなりません。ここに後ろの選択肢を選択すると、調整指数が減点されると明記してあげるのが親切ではないかと思っております。

事務局 　ただ今ご提案させていただいた方向でいきたいのですが、1つ悩んでいることがございます。資料2の最後のページ、別紙②です。保護者が育児休業中の在園児童の取り扱いの2のところで生まれたお子さん（第2子）が、満1歳の時点で上のお子さん（第1子）が2歳児までのクラスに在園の時には、年度末まで在園可となっております。ここで10月10日生まれの場合だと、1歳6ヶ月で育休復帰をする条件になっています。原則1年、2年まで育児休業可となっている中で、2歳まで認められないのかというご意見を多数いただいています。自営業の方との兼ね合いもあるので悩ましいと思いつつ、お子さんを退園させるような仕組みはできれば残したくないという思いもあり悩んでいます。仮に、区が2歳まで認めると言った時に、認めてはいけないという反対意見があれば伺いたいです。

会長 　問題は待機している方たちが数百人いて全員入れない中で、一旦入れたらその方たちの既得権益をそのまま維持するのでいいのかということが、皆さまにご検討いただくところだと思います。1人でも空けば、一時的な預かりなどいろいろな形でその枠が使えますので、子どもの入所の継続と新たな待機児童への対応だと思いますが、いかがでしょうか。

委員 　やっぱりどう見ても1歳で入れて、次の2歳でこの子の保育を切るということは、現場的にはすごくつらいことです。先ほど会長も言われたように、育児の状況がどんどん良くなっていかなければいけない、親子でも一緒にいる時間がどんどん保証されなければならない。保護者にとっては、あと1年育児休業をとりたいという人たちがいると思います。ぜひ改善をお願いしたいと思います。

委員 　せっかく0歳児、1歳児とみんなに愛されて、愛着関係ができていたのに、投げ出さなくてはならないということもあり得るわけで、それはしんどいと思います。さらに、途中退園したことによって、きょうだい別の園になってしまったとしたら、保護者としてはかなりの手間が毎日掛かってしまい、なかなか生活を回していくのが大変なことになる可能性がある制度だと思います。

会長 親の条件が子どもの生活環境を規定する施設なので、このことは非常に難しいと思われます。ぜひ、検討のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。続きまして、(3)ひとり親家庭調査の集計結果について報告をお願ひいたします。

### (3) ひとり親家庭調査の集計結果について (報告)

事務局 子ども家庭課長より、ひとり親家庭アンケートについて報告をさせていただきます。資料3になります。この調査は、今後のひとり親の家庭支援を検討していく上での材料とするために行っております。調査対象につきましては、平成30年10月1日現在で児童育成手当を受給されていた4,202名の方を対象に行いました。皆さまに郵送で送付しまして回答数としては1,442、回収率は34.3%でした。前回は平成25年度に実施しております。今回の調査では平成25年度の調査に加えて次の後期計画の施策を見据えて、住宅施策、養育費、面会交流、ワンストップの相談窓口の部分を設定として追加して実施しています。2ページ目をご覧ください。右上のほうに※印がございます。それぞれ括弧内の数値が平成25年度に調査をした時のものになっています。黒丸については平成30年度に新たに追加した設問で、網掛けをしている部分が前回と変化があった部分ということでご理解いただけるとよいかと思ひます。

アンケートは全体として基本情報・生活に関するもの、経済状況、就労支援、子育て、相談支援と大きく5つの項目で行っております。全体の中で印象的な部分としましては、養育費に関して取り決めをしている方の割合が高くなっている点などがあります。また、就労の面では仕事をしている方の割合が少し高くなってきています。6ページの子どもの状況のところ、学童クラブの利用率が前回よりも上がっている点、12の「子どもだけで自宅で過ごす」の数値が上がってきている点も印象的なところとしてあります。説明は以上です。

会長 このひとり親の調査結果も今回の子ども計画に反映されていくこととなりますので、何かご質問、あるいはこの点についてもう少し知りたいというようなことがございましたらご発言いただければと思ひます。

とても嬉しいことに、7ページの「ひとり親になる前後で相談した相手」で、区役所が5.5%から26.4%に上がったことはすごいと思ひますし、弁護士や法テラスも2.6%から25.6%に上がっていて、自分自身がどうしたらいいかわからない時に専門的なアドバイスあるいは他者からのアドバイスが受けられるということがきちんと伝わるような取り組みが少し進んだということが感じられます。皆さまはいかがでしょうか。

委員 データを見ていきますと、子どもの育ちの環境、特に人間関係面で厳しさが増しているという感じがしました。親の就業時間が長くなり、子どもが自宅で一人で過ごす割合も大変高い。子どもに関する心配事を見ますと、育児の負担感、家事の負担感、仕事の負担感が高まっている。しつけや接し方、進路について相当負担感や悩みが増している、そして、コミュニケーションをとる時間の不足の割合も以前より増している。自分が倒れた時の子どもの将来の項目が高い数字を維持しているということで、子どもが親との時間も少なくなっている、あるいは親以外とのつながりも少なくなっている中で、生きることを余儀なくされているのが見てとれると思いました。

会長 調査結果が出て、量的な調査の中で見えてくることもたくさんあります。ぜひ皆さま目を通していただいて、ひとり親の場合は親子両方からの見方がとても大事で、いま言われたように、子どもの側から見、親の側から見、両方から見てその暮らしがどうなっているかというところでの提供のあり方を考えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは続きまして（４）小学生調査および中学生調査の集計結果についてご報告をお願いいたします。

#### （４）小学生調査および中学生世代調査の集計結果について（報告）

事務局 次期子ども計画のニーズ調査とは別に実施した、お子さんに直接聞く調査でございます。中学生のほうを例に、ポイントを絞ってご説明したいと思います。資料４－１が概要版でございます。その後ろに資料４－２で中学生の全体の結果がございますので、適宜見比べながらご覧いただきたいと思っております。その後ろには小学生の調査結果が各種付いております。資料４－１が中学生のアンケートの中でピックアップしてまとめた資料になりますが、この中からさらにポイントを絞ってご説明いたします。

２ページをお開きいただいて、塾に通っている割合についてです。括弧内の数値は平成 25 年度調査のものでございます。新しい項目については前回の数値がないですが、前回と比較ができるものは比較をしております。塾に通っているは、９ポイント程度の伸びがあります。児童館の利用頻度は、残念ではございますが４と５の「今は行っていない」という回答が合わせて 84.6%となっており、その理由を右側に記載しております。

次の悩みごとの種類では概ねウェイト的には大きな変化はないと思いますが、１の「友人のこと」、４の「学校のこと」がやや高くなり、６の「恋愛のこと」がやや低くなっているといった結果です。

自分の悩みを話す方法では、１の「直接会って話す」が多く、53.5%で

した。個人的には SNS 等のツールが多い気がしていたのですが、ご覧のような数値になっています。6の「自分の悩みを人に話さない」というところが20%を超えており、この数値をどう捉えるかというところがあります。

次の「それぞれのことについてどう思うか」では、「自分自身のことが好きだと思ふ」が前回から数値がやや改善しています。「すごくそう思う」が13.2%から18.4%、「まあそう思う」が26.2%から30.0%、反対に「あまりそう思わない」「ほとんどそう思わない」が下がっているという変化が出てきております。

3ページにいきまして、2つ目の「やりたいことや夢はあるか」という問いには「ある」という回答が72.9%から62.5%ということで、10ポイント程度落ちているのは残念だと思っております。

時間の関係でポイントの説明となりましたが、内容については資料をお持ち帰りいただいてご参考としていろいろご覧いただきたいと思っております。

会長

児童館、新BOPの小学生の利用者アンケートも出ておりますので、ぜひご覧いただけたらと思っております。それでは続きまして、今日のかなり大きなテーマになります事業計画の案についてということで報告と、報告を受けて議論をしたいと思っております。

(5) 子ども・子育て支援事業計画の需要量見込みおよび確保の内容(案)について

事務局

資料5の1～4まで4点ございます。まず、資料5-1をご覧ください。1番上に平成30年度と令和元年度という表があります。この欄については現行の計画期間内の話なので、例えば、需要量見込みとあるところは現行の計画の数字を置いているとお考えください。確保の内容というところには、平成30年度では実績値、令和元年度では実績見込みを入れています。その下の令和2年度からが次期計画期間内の話になりますので、今回お諮りする次期事業計画としてこのくらいの量を見込んでこのくらい確保していくということをうたっているということでご承知ください。需要量見込みという言葉ですが、ニーズ調査等から把握した、何人くらいが求めているというニーズ量だとお考えください。確保の内容という言葉については、そのニーズに応えるために確保する量ということで、区で言うと、この年までにこれだけつくるという目標事業量のようなイメージだと思っております。

聞き慣れない言葉としては、1号認定とか2号認定という言葉が出てきます。1号認定は保育の必要性がない3歳～5歳のお子さんになります。2号認定は保育の必要性がある3歳～5歳のお子さんになります。3号認定は保育の必要性のある0～2歳のお子さんになります。見方として例え

ば、令和6年度で1号認定の保育の必要がない3歳～5歳のお子さんの7,960人くらいが、幼稚園や認定こども園教育部分を希望しています。一方で2号認定の学校教育の希望が強いところは、ニーズ調査上、両親ともにお仕事をされていて、保育の必要性はあるが第1希望を幼稚園と幼稚園の預かりと答えた方たちで、2,885人いるというのがニーズ量で、その下にある12,582は世田谷区として12,582の枠を確保していくというような見方になります。保育のほうで量の見込みや確保の考え方で複雑なものがありますので、保育担当部からご説明させていただきます。

事務局

保育計画教育支援担当課長よりご説明します。お手元の資料5-2をご覧ください。教育保育事業の需要量見込み(案)と確保の内容(案)をお示しさせていただきました。1ページ目の需要量見込み(案)ですが、こちらはニーズ調査の結果から導きだした数値です。1号認定が7,960人、2号認定で幼稚園利用で2,885人、保育園利用が9,952人、3号認定が1・2歳で8,669人、0歳で4,103人となっています。その次に令和2年4月1日時点で、計画としては確保数の合計で21,047人としています。令和7年4月1日時点の保育事業の想定ですが、見込み量の合計としては22,724人で、来年4月の弾力化を含む保育定員からプラス1,677人と想定しております。

(2)の課題として、ニーズ調査結果と実態で乖離がございます。3号認定の0歳で調査結果をそのまま需要量見込みとした場合、0歳人口の5割強を満たす定員の確保が必要となります。一方で、今年4月時点の認可保育園の在園者数に非内定者数を加えた需要から算出する利用意向ですが、27.4%となっていて、利用意向率の53.66%とは乖離がある状況です。4月時点の0歳の定員枠に対して、5%の欠員が生じている実態もございます。さらに、調査結果からですと、育休を取得したまたは取得中である方で職場復帰を希望する年齢が、0歳児で9.45%、1歳児で60.82%、2歳児で17.68%で、0歳の段階で職場復帰を希望する割合はかなり低いという状況です。

②2号認定ですが、利用意向率から算出した需要量ですと、現在の進級率から考えたところ、2歳児から進級する3歳児の定員枠が不足してくるという状況です。

次に2ページをご覧ください。そうしたことから、(3)保育需要量の見込みの補正を考えまして、1号認定は補正後の保育需要量が7,960人、2号認定の幼稚園利用は2,885人でここは変わっていません。保育利用のほうは補正を行いまして11,105人となっています。3号認定は1・2歳で8,700人、0歳で2,381人となっております。

2の確保の案ということで、令和元年度末時点での確保見込み数としての合計で、20,566としています。欄外に※印で記載しておりますが、弾力化も含めて計上すると21,047という見込みではありますが、今回の計画から弾力化を除き、国や都から求められているような算出方法と統一してまいりたいと考えております。

(2)次期(本)計画における確保の内容案ですが、3ページの枠で囲ってあります表と合わせてご覧ください。確保量の案に向けての方針ですが、令和2年度以降も保育待機児童の解消状態を維持していくため、受け皿を整えていく必要がございます。令和6年までに施設整備を中心として拡充していく計画として3ページのほうに記載しています。確保の内容を考えるための視点でまとめさせていただきましたが、2号認定の需要量見込みの算出については、人口推計値と幼稚園の利用意向を持つ需要数との兼ね合いで、11,105としています。確保の総数は進級率を各年齢の進級前の年齢の保育需要に掛け合わせた数値をベースとし、12,043としています。幼児教育、保育の無償化の影響も見込みまして、少なくとも3歳での待機とならないような受け皿をつくってまいりたいと考えています。

3ページですが、②の計画の最終年次である令和6年度の保育需要量見込みに対応できる確保量ということで、令和2年から4年までの3ヵ年で迅速に定員の拡充をする計画としております。

③の令和5年度、令和6年度の確保量につきましては、保育施設の老朽化等に伴い、建て替え時の定員増や、区立保育園の統廃合の検討もごございます。そちらの定員減を補填するための施設整備で、保育の待機児童の解消された状態を維持していくために、一定程度の定員増を見込んだ確保数の計画となっております。

事務局

子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容についても続けて説明させていただきます。資料5-3をご覧ください。ちなみに、資料5-4は量の見込みをニーズ調査等から出して、現実と乖離しているものについては、補正をした内容を記載しています。

資料5-3に戻っていただいて、①利用者支援に関する事業ですが、平成30年度に基本型・特定型そして母子保健型の3類型合わせて、目標となる11と5合わせて16箇所を実施しました。次期期間については、類型ごとの一層の連携を図る時期であるとともに、地域との連携をしていく時期と考えておりまして、数としては現状の確保数を維持するというように設定させていただいております。

②延長保育ですが、保育園等における延長保育のニーズと確保の内容については、令和6年4,770という量の見込みに対して、確保の内容は5,816

ということで、量の見込みを上回る確保をすることを掲げております。

次ページをご覧ください。学童クラブ事業になります。今回から国の指示により、学年ごとに需要量見込みを出すことになっておりますのでこの形になっております。量の見込みとしては令和6年でいうと、低学年で7,281人、高学年で1,699人のニーズがあるという中で、世田谷区の新BOP学童クラブ事業として低学年を対象に行っておりまして、確保の内容としては低学年の数7,281を確保するというように定めています。高学年については、配慮の必要なお子さんについては6年生まで受け入れをさせていただいております、こちらは引き続き実施したいと考えています。

④ショートステイ事業ですが、こちらは量の見込みを補正しております。実際のニーズ調査からの数値を使うのではなく、虐待相談の相談件数の実績の伸び率等を勘案して量の見込みを補正しています。年間延べ2,236人日くらいの方がショートステイ事業を利用するだろうということで延べ人日で記載しています。確保の内容ですが、倍にあたる数値まで確保したいということでショートステイを拡充していこうと考えています。この事業はどうしても育児不安等を解消するために、必要時期を逃さずショートステイを利用していただきたい事業なので、児童虐待の予防にあたるような事業として効果的に実施するには、需要量見込みと同等の数では必要なときに利用できないということで、量の見込みを大きく上回る確保数を目標としたご提案をしています。

⑤乳幼児家庭訪問事業については、記載の通りです。

3ページをご覧ください。⑥養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業になります。こちらは量の見込みを満たす確保をするということで、量の見込みと確保の内容には同じ数値を入れており、量の見込みを確保していくためにヘルパー派遣の委託事業者を増やしていくという計画を立てています。

続いて、⑦ひろば事業です。こちらも量の見込みを補正しています。補正の仕方ですが、5年前と同様に保育事業を利用している方、利用希望している方はひろばの需要がないと見込んで、量の見込みを出しています。量の見込みに合う確保の総数にするために、令和元年の見込みで65ヶ所あるひろばを年3ヶ所ずつ増やして、80ヶ所まで拡充する計画としています。

⑧一時預かり事業ですが、2つに分けて記載しています。1つ目が幼稚園における在園児の一時預かり、預かり保育の需要と確保の内容になります。先ほど2号認定の働いているお父さんお母さん、2号認定だけでも幼稚園を希望する方が2,885人という数値をお伝えしたかと思いますが、2,885人分全員が、預かり保育を就労している全ての日に利用すると、量の

見込みを補正する前で80万くらいの延べ人日の必要数ということになります。3歳児の待機児童発生リスクを考えさせていただいて、保育施設において12,000人の3～5歳枠の確保を図ることとしています。これにより、一定程度は保育事業を利用するのではないかという見込みの中、実際に幼稚園を利用して預かりを使いながら働くというような方は、2,800人から900人くらいを除いた1,900人くらいではないかということで補正しています。その数値が542,568人日という延べ人数です。実際に預かっていた数、平成30年度で385,895人日なのでこれを少しずつ増やして確保するというで幼稚園の預かり保育の充実を図らせていただこうと考えています。本来確保の内容は、実績ではなくて枠で確保していくものになります。預かり保育であれば、幼稚園が幼稚園の預かり枠で何人日確保しますと記載しなければいけないのですが、今は枠を把握できていない状態です。今回10月から始まる無償化の関係で、預かり保育を実施している幼稚園には確認の申請を出していただくと国から話がきています。幼稚園には改めて細かいご説明をさせていただきますが、そこで初めて枠が分かります。例えば、枠が45万あるということであれば、その45万から5年間で9万増やすような計画に変えていきたいと思いますが、今は実績しかないのをこのように記載させていただいておりますことをご了承いただければと思います。

続いて4ページをご覧ください。幼稚園以外の一時預かりということで、保育所一時保育や、ほっとステイ、ファミリー・サポート・センター事業などを使って確保していくべき預かりのニーズになります。こちらも先ほどのひろば事業と同様に需要量見込みを補正させていただいて、保育園等の利用を希望する方については通常保育を利用しているはずなので、一時預かりのニーズからは除かせていただき、補正しています。補正後の需要量見込み266,810人日に対して、ほっとステイやファミリー・サポート・センター事業で確保していくような内容を示させていただいています。

続いて、⑨病児・病後児保育事業です。こちら量の見込みを補正させていただいております。実際の年間の利用実績等を勘案しつつ、キャンセル待ちの人数や、あとは登録者が増加傾向にあって、今後保育園を整備していくとおそらく使う可能性のある方が増えるので、その増加率等を勘案して出した数値になります。28,022人という量の見込みに対して施設を増やしたり、今やっただいただいているところの定員の枠を増やすなどして、令和6年までに確保するという記載をさせていただいております。

続いて、⑩ファミリー・サポート・センター事業です。こちら量の見込みを補正させていただいて、利用会員登録をしていただいている

方のうち、実際に利用している方の割合が現状で 23%でした。量の見込み  
に 23%を掛けて約 45,000 という数値を出しています。確保の内容ですが、  
就学児だと 11,720 人日という実績があるのですが、マッチングができず預  
かれていないところが非常に少ない中で、本当に約 45,000 もあるのかと勘  
案したり、提供会員さんを一生懸命増やしていて、このペースでいくとこ  
のくらいは増えるだろうということで、ひとまず 13,658 人日という確保内  
容を目標値とさせていただいております。

最後に、⑩妊婦健診事業については記載の通りです。駆け足な説明で  
したが、量の見込みと確保の内容につきまして、ご意見いただければと思  
います。

会長 資料 5-4 の需要量見込みの補正というのは、具体的には子どもの人数  
の変化ですか。

事務局 最初のページに使用した人口推計を載せています。2 ページ目からが先  
ほど申し上げた補正についての説明になります。

会長 これもかなり部会では議論した内容になりますが、特に数値というのは  
事業目的としてあげたものが、量的と質的にどうかという評価が次の事業  
に絡んできますので、そういったことを皆さまにご検討いただいた上で、  
進めなければなりません。どのように教育・保育事業の量を算定していく  
かについては、調査結果に基づくのですが、0 歳児保育のところでは書かれ  
ていたように、調査と実際の利用状況に非常に大きな乖離があり、4 月の  
段階で 0 歳で空きがある保育園が出てきているということもありますので、  
そういったことも踏まえると、ある程度実績を見ながら枠の整備をしてい  
くということも議論しなければなりません。ご質問やご意見がございましたら、  
よろしく願います。

委員 枠の話は行政として当然しなくてはいけないと思っておりますが、私たち  
実際働く者としては、枠というよりはどれだけの人間がそこに従事できる  
かが大事になってくると思っております。私も保育室の運営をしている中で、  
なかなか人が集まらない状況があり、認可園であっても公立であっても人  
材不足と聞いています。ファミリー・サポート・センターの見込み量の話  
がありましたが、どういう形で人材を確保していくかということへの見通  
しが立っているのか、私たち自身が努力しなければいけないのか等、区と  
してどのように見ているのか聞きたいです。

委員 一時預かり事業のその他のところで、668,382 人日を 266,810 人日に激減  
させているのですが、幼稚園の人たちを引いてその数になったのか、さら  
にそこから補正しているのか、伺いたいと思います。実績ベースで増やす  
しかないのですが、実績では入れなかった人、ニーズはあったけど予約で

きなかった人は含まれていないので、厳しいのではないかとということをずっと考えていました。

会長

2つ質問に対して、回答をお願いします。

事務局

人材確保については、国や東京都からの補助金がありますが、期限が定まっているところに危機感を感じています。これについて国等に対して継続を求めていくというところが1つです。もう1つ、区独自で加算をしている部分もありまして、これも期限が令和2年度までとなっていて、継続するかどうかは今後の課題としてあります。

さらに、先ほどあまり説明しませんでした。育児休業の部分で指数の見直しというのは、0歳も入ってくるという前提で整備をしているところですが、その申し込みが本当に保育を必要としているのかどうなのか分からない状況です。意向を確認することによって保護者のニーズが分かってくると、それに合わせて定員設定も少しずつできてくると思います。認可や認証、保育室でもおそらく0歳が入ってこない状況が見受けられますので、保護者の意向も確認しながら、0歳のほうでニーズが減ってきているということならば、1、2歳のほうに人材を振り分けるということも考えなければいけません。お金の面と保護者のニーズの把握ということで、即効性のあるものはないですが、進めていきたいと思えます。

事務局

一時預かり事業のその他については、資料5-4の2ページをご覧ください。先ほどの実績と言っていたのは、幼稚園の一時預かりの話で、上段に書かれているものになります。一時預かりのその他を668,382人日から266,810人日にしたのは、下の文章の「その他の一時預かり事業は…」に記載がありますように、保育事業または幼稚園プラス預かりを希望するといった方については、保育園は普通保育を使われて、幼稚園と幼稚園の預かりは、幼稚園の一時預かりを利用すると想定されるので、その他の一時預かりのニーズから除いて量の見込みを算出しています。ニーズ調査の補正にあたって、実績は勘案していません。

保育を5日間使って、一時預かりも週5日使うといった回答を除かせていただいた結果、266,810人日になったということです。

会長

前の計画から感じていることなのですが、利用実態から積算していくと、まだ利用に対しての啓発や利用自体が十分に浸透していない事業については、実態としては全然合わなくなってしまうということが起きてしまいます。特に乳幼児を育てている人たちは、今まで使ったことのないものを想像する力はなかなかないので、やはりこちらが声なき声をきちんとキャッチしていく必要があります。世田谷区でまだ保育園にも幼稚園にも行っていない子どもたち、いわゆる地域で在宅で暮らしている子どもたちのため

の整備が遅れていることは決定的で、利用していない人たちは声なき声になってしまいますので、私たちも十二分に配慮した需要量の設計に気持ちを寄せていかなければいけないと思います。

人材不足の話がありましたが、保育現場が急増していく中で世田谷区だけですべて確保することはできませんので、例えばファミリー・サポート・センター事業の人たちもそうですが、保育に関わる人たちを育てていくという発想が大切で、いろいろな自治体も取り組み始めています。子育てをしていく力を自治体全体として伸ばしていくというような視点、特に世田谷区の場合は高齢者も非常に多いので、こういった人たちをこの仕組みの中に参加していただいて、より手厚い、重層的な保育サービスが提供できるような形を考えたほうがよいと思います。次の議事にも関わりますが、市民参加や高齢者の参加、地域の掘りおこしの視点も非常に重要だろうと思いますので、こういったことを整備しながら、保育園幼稚園だけではない在宅の親たちの子育て環境を整備していくことをぜひここから目指していきたいと思っております。それでは最後に（６）子ども計画（第２期）後期計画の重点政策についてお願いいたします。

#### （６）子ども計画（第２期）後期計画の重点政策について

事務局 資料６をご覧ください。子ども計画は平成２７年～令和６年までの１０年計画で、現在第２期となっています。後半の令和２年～６年までの５年分の計画を先ほどの事業計画を含めて年度末までに策定していくこととなります。基本的には１０年計画の折り返しということなので、基本的な全体の体系を大きく変えることは考えておりません。資料の左側に順番を変えています、「３．子どもの生きる力の育み」から３つが、現在の重点政策でございます。

大きく変えないと申しまして、世田谷区政の中で例えば令和２年４月には区立の児童相談所の開設があります。現状の枠組みからすると、真ん中の「１．妊娠期から切れ目のない支援・虐待予防」に少し記述がある程度です。そこはかなり大きなところになりますので、まだ案ですが１つ独立して右側に「４．緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利をまもり…」ということで、１つの大きな柱として打ち出すべきだと思っております。それに伴いまして、項目４（２）にある「社会的養護の推進」も大きなテーマとして出てくると考えております。

現行計画から引き続きとなる３つの部分の大枠は変える予定はないのですが、例えば一番上の項目１（１）の子どもの権利の普及啓発の観点であるとか、（５）育ちを支える気運醸成、地域人材の観点、さらに、児童相

談所の設置ということで申し上げましたが、項目2の枠組みの(1)にあります子ども家庭支援センターや地域の体制も含めて児童相談体制を世田谷区としてどう確立していくのかということも、1つの大きな柱になってくると思っております。

項目3では引き続き基盤整備、質の向上、専門人材の確保等の部分が出てくると思っております。まだ案ではございまして、今後引き続き年度末に向けて仕上げていくということで、毎回会議の議題の中に出てまいりますので、ぜひそれぞれのお立場からご意見をお出しただいて、世田谷区の素晴らしい計画をつくっていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

会長                   ご意見やご質問はございますか。

委員                   資料6-1の図について、いろいろなものが合体した図になったと思いましたが、一時預かりとおでかけひろばが、在宅の子育て支援の中核になるものだと思っております。おでかけひろばに関しては社会福祉事業という位置づけもありますので、この枠の中でも立ち位置が違っていると感じています。エリアとしてはここでよいかもしれませんが、例えば太字にするとかなにかきちんと図の中でも読みとれるようにしていただけるとよいと思います。

委員                   同じ図なのですが、右上に「社会的養護施設」とありますが、「施設」は付ける必要があるのだろうかと思いました。

委員                   資料6-1の図にプレーパークを入れていただきたいです。世田谷発祥ですし、私はすごくよい資源だと思っておりますので、ぜひお願いします。

委員                   いろいろなことを盛り込みすぎて分かりにくい図になっています。親の立場からすると、例えば専業主婦で3歳未満の子いる家庭や小学生の親が見た時の図として書いたり、年齢別に分けたほうが、パッと見てどこに何が書いてあるか分かりやすいのではないかと思います。

委員                   私もこの図が読み取れなくて頭を悩ませていたのですが、警察署の位置が児童相談所とのやりとりだけでよいのかどうか、警察署はここに入れてよいのかと思いました。

委員                   この図の目的ですが、共通言語を理解している行政の方が見るものではなくて、区民の方々も理解するものということでよろしいですか。それであれば、あまりにも接点や矢印が多すぎて自分が当事者となった時にどこに行けばよいのかというのがなかなか分かりづらい図になっていると思います。それが描ききれないと思うので、目的を理解した上で修正したほうがよいと思います。

会長                   こういった図というのは見える化するわけなので、簡単にするから分か

ることと、簡単にするから余計に分からなくなってしまうことというのがありますので、もう一度、計画をつくる段階で議論したほうがよいだろうと思います。事業者から見る目線と当事者的な区民から見る目線とで全然異なると思いますので、この辺りも計画をつくっていく段階でもう一度、議論したらよいのではないかと思います。

一言だけ申し上げておきたいことがあって、資料6で、幼稚園や保育園がどう関わるかということはもう少し意識化したいと思っています。例えば、「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」は子育てを身近な場から支える体制づくりでよいのかということです。1番大事なことは、例えばいろいろな課題を抱えた家族、自分の家庭だけでは育てられない親、地域の中でもっと支えてもらいたいと思っている人たちがどこでどんなふうに育てて子育てをしていくのか、あるいは子どもたちは育てていくのかということを考えて、主な取り組みのところが事業を書いてほしいということです。幼稚園もいろいろな課題を抱えている家族がいらっしゃるわけで、BOPも真っ先に入ってこななければいけないのに入ってきていません。預かっていけばよいということではなくて、地域の子育てというものにきちんと目線を向けていただきたいと思っています。もう少し広く見ると、例えば高齢者のシルバー人材や高齢者の大学など、いろいろなものが世田谷区の中にありますので、こういった人たちの力をどんどん借りたり、世田谷区の中にあるNPOなどのさまざまな団体の力を借りながらもっと地域活性化を図っていくようなことをやっていったほうがよいと思っています。世田谷区は行政でやれる力があるだけに、どうも市民の参加度が低い気がしております。保育園や園庭の開放を使っておられる方たちの相談や、いろいろ向き合ってくださいしているわけなので、どういうふうに妊娠期からの切れ目のない支援につなげていけるのかが、とても大事なことだと思います。世田谷区は子どもが多いからできないというのではなくて、そうであっても妊娠期からのずっと切れ目のない支援をつくるようなことをぜひ心がけたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局にお返しします。

事務局

ありがとうございました。それぞれのお立場からご意見をいただいた貴重な機会だったと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

何点かだけ最後に事務的な連絡でございます。委員の皆さまのお手元にビニール袋に入った水色のものがあります。その件について説明がございます。

事務局

赤ちゃんの泣き声を温かく見守っていきましょうということで、世田谷区が株式会社エキサイトとコラボレーションしまして、「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」というものを始めました。泣いていいですよというメッセージを発信していただきたいという趣旨です。こちらチラシの左下のほうがステッカーになっております。私の携帯みたいに、身近に持つものに貼っていただけてそんなメッセージを、そんな場面があった時に発信していただきたいと思います。また、お手元にあるこちらは缶バッジとキーホルダーになっています。子育て支援に関わる皆さま方に配布して、まちなかでそういったプロジェクトを広げていただきたいと思いますので、ぜひ鞆などにお付けいただくなどご協力いただければと思います。この取り組みは民間企業をどんどん巻き込んでいって、地域の方からのアイデアももらいながら発展させていければと思っていますので、皆さまのほうから何かアイデアがございましたら、ぜひいただければと思います。以上です。

事務局

後ほど議事録を作成しまして、確認のために皆さまにお送りさせていただきます。その後ホームページでの公開ということでご承知おきください。次回のスケジュールですが、7月17日（水）の9:30～11:30ということでご予定いただきたいと思います。それでは第1回子ども・子育て会議を終了いたします。本当にありがとうございました。

以上